# 明治初期の官業と民業 (3)

綿 紡 績 業 の

場 合

斎

藤

正

期の「富国強兵」「殖産興業」政策の具体的実践手段として、更に近代資本主義発達の中心として重要な意義を 有していた。「富国強兵」の具体的内容については、種々考えられるが、その一つの現われは、輸出入の均衡と 紡績業対策は、大久保内務郷の奨励策は別として、輸出入の不均衡が顕在化せんとした明治十年以降に漸く具体 績業はこの点蚕糸業と全くその性質を異にし、輸入防遏の尖兵としての役割を有していたのであるが、 後早くから、政府の手厚い保護奨励策がとられていたことは前稿(経済研究第十六号)で見たところである。 しての国内の金銀の流出防止が考えられる。すなわち、蚕糸業がとくに輸出の尖兵としての役割を有し、 わが国の国民的産業として徳川時代よりうけつがれていたもののうち、蚕糸業とならんで綿紡績業は、 政府の綿 維新以 綿紡

明治初期の官業と民業

95

明治初

序

説

を与えたのである。 ここにおいて先づ、官界民間在野ともに、かかる輸入超過による「富国」化の後退を歎く建白があらわれ、之 万般の風俗が欧米化せんとする時、外国よりの安価良質の綿糸布の輸入増大は、 国内紡績業に不安

衣

り、 合綿紡績業発展の方向を定めたものは、当時の企業家が、利益追及という動因により事業を志ざした と い う よ を「輸入防遏」なる表現で一括するときそこに綿紡績業の明治初期の特色があらわれて来ると思われる。 さて、 士族授産の社会政策的態度あるいは要請に直結して、国家意識に目覚めた「富国強兵」の実行者としての意 精神に貫ぬかれていたことによるものである。 かかる「輪入防遏」を具体化するため、政府は当該産業助成の政策的使命を負わされていたの で 本稿の前段でこれを解明してみた。 この場 ある

準備金五千二百余万円の内二千三百万円を民業保護金などとして貸出たる額と比較すれば明らかであろう。 て、農商務省の紡績沿革記事によれば、 「……当時ノ政府保護ノ厚キコト此ノ如クニ至レリ尽セリト謂フヘシ」 従っ

金はわづか三十五万円程で、愛知、広島紡綿所の官立の費用を加えてみても、明治十二年六月三十日の現計による

績業育成はむしろ民間の企業意欲を補助的に援助せんとする消極的なものと考えたい。この点は、

た期にあったため、

綿紡績業の輸入防遏の具体的政策は、

政策内でジレンマが生じていたのである。

綿紡績援助資。従って綿紡

あたかも、

ナスニ決シ従来ノ政略ヲ変シ準備金貸付ノ事務ヲ廃シ又官設ノ工業場ハ漸次ニ之ヲ払下クルコト」を必要とされ

明治十三年十一月に布告された「工業払下げ」方針にある如く、「政府ノ議紙幣ノ整理ヲ急務ト

96

とするは政府の役割を過大に評価し過ぎており、この時代に民間にて渋沢栄一等が政府の力を借りることなく大

持っていなかった点も指摘されねばならない。

むしろ政府に助成政策を為さしめた民間の士族授産と輸入防遏を目指した企業意欲のみが残されるのではない

かと考えられる。この点を本稿の後段で論じてみる。

意識を軸として潜在的役割を果していたことを知ることが出来よう。 かかる点を解明したとき、わが国産業近代化に対し資本主義経済発足期における民間企業家の企業意欲が国家

第一章 綿紡績業近代企業化の動因

明治初期の綿紡績業が特に近代的企業としての必要を意識され始めたのは、明治十二、三年の頃からと思われ

97

この近代化への契機は、根本的には、先進資本主義諸国の生産様式に対抗するためであったが、直接の契機

興業による中村紡績所、田上水車館、磯の浜紡績所、堺紡績所、鹿島紡績所などが存していたのであるが、 綿糸輸入の脅威にあった。すなわち、洋式紡績の器械に依る企業は、もちろん、幕末の各藩、民間人の殖産

の諸変革に伴なう産業不安に加えて、経費の低廉な手紡績及び臥雲紡績が勢力を振ったのである。しかるに、輸 入品の廉価なること、 ったのである。 いま輸入における綿紡の統計をみると、第一表、第二表のごとく、明らかに、輸入における綿紡 製品の斉一なることのため、 国内需要は外国品を歓迎し、その結果輸入の急増を見るに至

明治初期の官業と民業

績業近代化の必要を痛感せしむるものがあったのである。

第1表(1)	明治初期綿関係輸入額表	(単位千円)
21 × 22		( <del>+</del>

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
年	次	<b>繰</b> 綿	綿糸	綿布	合 計	輸入総額に 対する割合
明治	元年	422	1,239	2,659	4,320	39.3
	2年	1,088	3,418	2,777	7,282	34.3
	3年	628	4,512	5,102	8,252	24.1
	4年	207	3,510	5,721	9,448	42.2
	5年 '	86	5,355	5,214	10,635	39.4
	6年	264	3,400	6,520	10,185	34.2
	7年	1,091	3,572	5,705	10,370	42.5
	8年	109	3,346	4,629	8,084	31.6
	9年	664	4,156	5,592	10,412	29.7
	10年	399	6,694	4,724	11,819	32.0
	11年	106	5,326	5,543	10,974	38.1

(補註) 絹川太一,本邦綿絲紡績史第二巻九頁には下記の統計表があり,上の 統計と異なっている。

/pan - > 1.0					
年 次	総輸入額(A)	綿物	綿糸	綿物合計(B)	B/A
明治元年	三 10,693千円	2,572千円	1,239千円	3,781千円	25%
2年	€ 20,783	2,622	3,418	6,040	29
3年	33,741	2,982	4,522	7,504	22
4年	27,916	5,525	3,520	9,045	41
5年	26,174	4,888	5,335	10,223	39
6年	≥ 28,107	5,609	3,400	9,009	37
7年	23,461	5, 407	3,573	8,077	38
8年	≥ 29,975	5,045	4,058	9,103	30
9年	22,964	4,908	4,151	9,959	37
10年	27,420	4,195	4,084	8,279	30
	· ·				

### 第2表(2) 斤当り価格比数

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
年 次	内産綿糸(A)	外産綿糸(B)	B/A	
明治 7年	円 42.70	円 29.66	69%	
8年	43.54	29.94	69%	
9年	40.79	27.42	67%	
10年	40 41	26.86	66%	
11年	45,00	25.46	56%	
)				

綿糸紡績業を奨励せしめ、松方は政府に上申すると共に、 促したのである。この結果、若干の反応は見られたが、更に財政逼迫の時期に遭遇しながらも民間企業育政に政 横浜綿物共進会などにて講演を行ない実業界の

;かる状勢に関し、既に明治七年、大久保内務卿は内務省に勧業寮を新設、松方大蔵輔を勧業頭におき、

か

保護政策の支柱となったことは確かである。 りこれを裏付ける事が出来る。 府は乗り出すと共に、 次第に、「輸入防遏」が当時の合い言葉のごとき観を呈した。以下に述べる諸種の資料よ 以下の諸論は官界、 民間の両者の中より必然的に生じたものであり、 政府の民間

欧米各国の沿革、 ヲ していたが、一八○○年代初め英人の紡績器械発明により、トルコに英国製品輸入が始まり数百千の紡績工場が 誘興シ人民ノ労力ヲシテ空放セシメサルニ在リ且其中ニ就キ魁利ヲ占ムルモノハ紡績ニ如クナシ」とて、 興廃の事蹟、景況を説明し、その要旨は往昔トルコは土地も広く、 人口多く経済的優位性を有

ヲ 、盛ニシ貿易ヲ拡張セルニアリ」といい、 政策的相異をあげ、 「……其富貴ヲ致ス所以ノモノハ彼ノ広漠タル土壌ノ収獲ニアラスシテ工業ヲ奨励シ紡織 「……国力ノ貧弱ニ陥ル所以ノモノハ紡績ノ設置盛大ナラサルニ由

その理由に政府が自国工業を保護しなかった点にあるとしている。

この証明としてロ

・シア

明治初期の官業と民業ヲ盛ニシ貿易ヲ拡張セルニアリ」とVV`

廃絶する史実をあげ、

特にその論旨のうち、

紡績業に関する項を中心に考察するならば、

石橋の建白書は、

国家富強の根拠は、

「工業

不安定が、

日本経済の破綻を招来することを説き、

そのため、

及び時期がほぼ同一であることより明らかである。

石橋重朝の

「金貨濫出ヲ防キ国内ノ富貴ヲ謀ル

· ノ 議。

なる建白書が、

その根底となっていることは、

があるが、

両者の内容

この論の内容は明治八年迄の国際収支の不均衡と為替相場の

99

紡績業を中心として国家富強を唱えたのである。

()石橋重朝の建議

明治八年九月、松方正義の建議に「通貨流出ヲ防止スルノ建議」

サ

入 統 計

明治6年 明治7年 2,171,874斤 8,482,576斤 斤 数 縔 価 265,036円 1,091,447円 毎斤平均 12銭201 12銭866 9,532,212斤 10,490,750斤 斤 綿 3,402,577円 価 3,576,184円 元 絲 毎斤平均 35銭695 34銭8088 数 56,527,400ヤール 70,679,393ヤール 金 8,696,523斤 10,873,752斤 元 価 3,631,212円 4,157,206円 ιţ 毎斤平均 41銭754 38銭230

嬴 を製造したるときの莫大な利益を計算したのである。 、以テ第 ヲ各国ニ ル ンカ必スヤ紡織ヲ盛大ニシ以テ他ノ輸入ヲ圧シ内地ノ需用 ハナシ」と結論した。この点、 一トナ 輸出シ以テ我カ国ノ富貴ヲ謀ヲサ ス所以ナリ」 とした。 英国、 その具体策として次のごとき統計数字を用 印度の例証を引用し ルヘ カラサル ハ論ヲ待タスト雖 ハ充足セサルへ 「……是ニ由テ之ヲ考フレ モ カラス是レ紡績ノ工業ヲ誘興 国 V 歩ノ未タ遽カニ わが国において綿糸、 ハ紡織ヲ盛大ニシ 兹二 進 ム能

其余

ス ハス

ま紡織の労力を六、

七両年の平均により売価を定めて計算し、

の輸入綿糸を一千万斤とし、 年後に支払は巨額となり、金巾についても、 ケ年五三九五千円で止るものが、 一千万円の輸入増と推定する。 繰綿で輸入すると二六七○万斤の綿糸を 従って、 統計表のごとく年々増加する為、 国内生産をすれば、 一人二ヤールとして大体 明治七年

- 100

製造で求め得られ 一億万碼金巾を購入する金額を繰綿にすると三億碼の金巾を国内 「……日 ク紡績ヲ盛大ニシ其贏余ヲ以テ海外ニ輸出

シ国家ノ富貴ヲ謀ラサル 建議は更に一つの特色を有し、投資効果につき近代的思想を カラス」とした。

然ラハ則チ今紡織ノ事業ヲ興スモ果シテ幾何ノ損失ヲ招クト たのであるが、 恰も、 当時の 製鉄振興 の 論と似てい

何ソ許多ノ保護金ヲ支消シ以テ其損失ヲ償ヒ該事業ニ汲

Þ

タ

ル

ヤ

表明

石

あ

円ノ補助金ヲ出スモ同国内人民中ニ於テ互ニ受授スルノ計算ナルトキ誰カ之ニ著手スルヲ慫慂セサル 内地ニ於テ右年々輸入スル所ノ巨額ニ等シキ米麦ヲ収穫スヘキノ方法ヲ発見スル者アラハ乃チ官府ニ於テ一百万 他国ノ米麦ヲ購入セサルヲ得サルノ景況ニ至レリ然ルニ一朝官府勃然之ニ興リ……一千百万円ノ資財ヲ費ス時 万円ノ米麦ヲ輸入セシメサルヲ得ス……其国民ハ……物品ヲ輸出スル力ナキヲ以テ…一千万円ノ貨幣ヲ支出シ ノ理アラン

説ヲ唱

ロフル

モ

ノアラン嗟呼奚ソ思ハサルノ甚シキヤ……今玆ニ一介ノ国アラン偶々災害ニ罹リ

出の防止を副次的なりとし、 性を強調したのである。 クシテ輸入品ニ充テシメントスルノミヲ以テ恃ミトナスヘカラサルナリ」とし、 輸入品 ヤ……我カ国綿 たものである。 、島惟精の ノ国内生産ヲ奨励スベキ議」として建白したもので、 建 議® 布 注意すべき点は、 ノ輪入ヲ洞察スルニ其現況猶是レト相均シキモ この建議書は明治十三年、当時岩手県令たりし島が内務卿、大蔵卿に「輸入超過ヲ防グ為 松方の建議が正に以上の意見に従ったことはいう迄もない。 輸入の面にて上位を占める綿・砂糖の輸入抑制措置として国内産棉技術の改良を説 貿易均衡のため輸出品の生産のみに意をそそぐことなく、 その主張するところは、関税権の回復による金銀流 ノノ如シ……」とて紡績業への政府保護の必要 「綿甘蔗ハ国内固 「……輸出品ヲ多 ヨリヨク之ヲ

101

田家御家扶水原久雄宛に建白したものがあるが、この意見書にて器械設置の必要につき輸入防遏の主張を貫いて い河原信可の意見 河原信可は岡山偕行社長として、 明治十二年十一月、 「紡績器械所設立二付卑見」

工費ヲ省キ出入相償フノミナラス……」とあり、

拙ニシテ栽培方法ノ其宣シキヲ得サルニヨル今コレカ製造及栽培方法ヲ精フスルニ从事シ便利

綿生産の貿易上の意義を説いた点は注意すべきである。

ノ機械ヲ構造シテ

レ製造ノ

産セリ然レトモ近来西洋品ヲ需要スル多ク輸入ノ夥シキカ為栽培ニ从従スルモノ殆ト破産スルニ至ルコ

## 明治初期の官業と民業

いる。

|雖モ人民若シ今日ノ有様ニテ数歳ヲ経ル時ハ内地ノ金銀星ニ地ヲ払ヒ国家ノ衰態実ニ医スヘカラサルノ究域ニ

すなわち「我国比年貿易上之不平均ヨリ金銀之海外ニ輸出スルコト頗ル巨額政府此ニ保護

ノ施設アル

ヘシ

陥ラントスト云フト雖モ決シテ失当ノ語ニアルマシク今ヤ貿易上輸入最第一高之品ヲ挙レハ綿糸金巾ノ類是ナリ

設立の動機となったものである。 ……従来機械ノ完備ナラサルヨリ内ニ製スルモノハ粗ニシテ価貴ク外ヨリ来ルモノハ精ニシテ価賎ノ対比彼我敵 ハサルヨリ自然外品ヲ購フニ至ル……」とあり、前掲第一、二表の数字を裏づける言にして、 岡山紡績所

臼岩村県令の副申書 ® 三重紡績所に関し明治十三年二月岩村県令は、 「器械設置方之義ニ付伺」を立てその

「……綿産之義ハ固有ノ一大物産ニ有之処近来外国輸入ノ綿糸金巾夥多ニシテ且廉価ナルニヨリ貧富貴賎

産愈々衰頽ニ及ハントスルノ景況ニ有之深ク苦慮致候」とある。 ノ別ナク購求スルモノ日々相増シ固有ノ産棉之カ為大ニ影響ヲ来シ……既住将来ニ推考スルニ数年ヲ出スシテ綿 (水) :岡田良一郎の株式募集の勧誘状® 岡田良一郎は二俣紡績所設立に際し、 明治十二年二月東京華族会館議長

困幣将ニ近キニ至ラントス……防輸入ノ策紡績器械ヲ興スニ於テ尤モ急務トセリ……」とあるが、 に宛て発した書に、 「抑モ方向輸入物品木棉ヨリ大ナルモノハナシ内国ノ産出日ニ滅シ外国ノ輸入日ニ加 前二者と共に

ハリ上

102

民間において輸入防遏意識に目覚め紡績所設立の急務を説くものはその他、 などにも見られる。 ≺渋沢栄一の意見 渋沢栄一は特にわが国紡績業の民間企業近代化への重要な役割を果したのであるが、 山梨県令藤村紫朗の機械拝借上申書 大

阪紡績所設立に関する動機の中で、 紡績業の近代化に依る輸入防遏の方法が当時急務であることを意識していた

点を種々の史料より伺い得る。大日本紡績聠合会月報(第 三四九 号)によると、「私の記憶によりますと明治十

治十年頃の歴史では事実大変に物が騰った。其騰って参ったのが総ての物に影響を及ぼした。…木棉物が沢 されたかというと……その輸入した原因は……余儀なく不換紙幣即ち太政官礼を造り出したもので……兎も角明 二、三年頃には木棉物輸入が俄に長足の進歩をなしたようで……明治十二、三年頃に棉物が何故左様に多く輸入 Ш

来るということに就て、実際懸念せねばならぬ程度に見受けたのであります……松方公爵も其頃大蔵卿をして居

慮措々能ハザルノ状ニ在リシナリ、仍テ之ガ急ヲ救ハントスレバ……会社組識ノ一大工場ヲ設クルノ要アリ…… るまいと 憂慮した一人であります)(本邦紡績業の回顧-綿業研究会における講演)とあり、 られて、斉しく木棉物の輸入に付て憂慮されたのであります。民間に於て私などが木棉に対して何とかせねばな 糸製造ノ重要事ニシテ……国民ハ専ラ不足ヲ輸入ニ仰ギタリシカバ、正貨ノ流出比年其数ヲ増シ、 する双軒松本重太道翁伝にも翁ハ夙ニ我国貿易ノ趨勢上、工業振作ノ甚ダ急務ナルヲ観取シタリシガ、中ニモ綿 という所にも貿易均衡に設立の事由を求めていたことは明らかである。 大阪紡績所の創設に関 一部識者ノ憂

103

みていた際、農商務大輔品川弥次郎より協議をうけていたが、自己の計画を独自で進めたのである。この場合従 品にして、又輸入品の大部を占むるを以て、先づ此等物品の製造を起すを最も急務と為し」当時政府も奨励を試 西南の役後、紙幣膨張、 物価騰貴の影響をうけ輸入増大の際、渋沢は、 「先づ綿糸、 綿布の如きは日常の

係ある人々を治く網羅して実力ある会社を設立せんことを欲し」藤田伝三郎、小室信夫等と協議し資金、立地、 来の如き二千錘程度の小規模では採算があわず、更に「綿糸、綿布、 フランネル其他一他の綿糸布類の取引に関

運営につき周到な計画を立てたのである。

てみるに、 「……上略先是十五年十二月株主中資本ヲ増額スルヲ望ムモノアリ、実際上肝要ノ考察ナルヲ以テ之

ま資金についてのみ見るに、資本金は最初二十五万円であったが、創業由来之事(渋沢資料五三頁)につい

資者には益田孝、大倉喜八郎、 注意すべきは、華族資本による東京横浜間鉄道払下問題より渋沢が華族を説得したことより、二十八名の華族の 制定セリ」とあり、第一回半季考課状に依れば、株主総数九五名よりの資金調達が行なわれたのである。この際 うち十七名が大阪紡績に出資したのであるが、その額は実に十万六千五百円に上ったのである。更に実業家の出 ヲ総株主ニ詢議シテ僉ミナ之ヲ賛成シ乃チ三万円ヲ増加シ、原株式二十五万円ト合セ二十八万円トナシ並定款ヲ 藤田伝三郎、 松本重太郎、住友、五代、 山口、薩摩治兵衛、 渋谷正十郎、

数多くのものが各国視察の復命書を書いている。その一部は大隈文書第四巻に編集されているが、ここに取 「北京漫録」の見解 明治八年、 大久保内務卿の指導に依り、官吏による海外商業事情の視察 なわ

時代の最大の功労者の一人といわなければならない。

計画において立地、技術計画の失敗から経営不振を来したことを思えば渋沢は吾国資本主義経済確立への基礎的

力を何等借りる事なく独自で紡績近代化の模範的事業を完成したことは、逆に言えば十基紡に関する政府の助成

金沢、小室があり資本的根拠は強固であり、営業及び技術計画における山辺丈夫の功績などと相俟って、

政府の

104

扱った「北京漫録」は大政官用紙に写された九十六頁に亘るもので、報告者は明治七年渡凊、七年後再度北京に 何人なるや不詳であるが、清国派遣の復命書に匹敵する報告内容を有していると思われる。

巾にする記事は、当時のわが国の場合に思い当る点を報告しており、清国が綿紡績所の設立するにつき、 容は当時の清国軍事政治経済事情一般に関する為漫録と名づけられたものと思われる。このうち、綿紡織特に金 わが国

束がない点を報告しているが、報告者は「我東洋ノ商業ニ如何カ影響スル等ノ如キハ決シテ此局ニ向テ之モ間 げて対抗し、 製造所ヲ我隣国ニ得ハ特ニ日清ノ貿易ヲ間接ニ盛ニスルノミナラス我国……ノ利益モ亦タ尠ナカラサル 貿易ニ何等ノ影響ヲ及ホスヘキ歟是ヲ一ノ問題トス……中田敬義評余ノ聞ク所に拠レハ我国ニ輸入スル所ノ洋布 造所ヲ造立スルコトヲ企ツル者アリ……|機一日布二疋ヲ織ルベク以テ利権ヲ収メ輸入過多銀貨漏巵ノ患ヲ防 易輸入ノ大宗ハ鴉片ト洋布ナリ……是ニ於テ光緒五年 ……洋布店ハ幾ト甍ヲ駢フルニ至リ……民間ノ洋布の用ユルハ貧富トナク一般ニ流行スルヲ見ル。 モ亦多クハ支那人ノ手ヲ経過シテ来ルト而シテ又我国商人ノ手ヲ経テ朝鮮ニ輸出スルモノ少シトセス……若シ其 ントス……政府ハ南北洋大臣ニ下シ熟議セシメタリ……今果シテ上海ニ洋布製造所ヲ建設スルトキハ日清両国 ノニ足ラサルモノトス」と結んでいるが、当時の我が国の紡績による輸入防遏に関連して興味がある。 北洋通商大臣ニ具禀セリ……其成功己ニ望ミ有ルモノノ如シ」 (4)この報告は以下、 頃日陳司馬ノ言ヲ聞クニ……四紳士先各自五万金ヲ備ヘ更ニ二十万金ヲ募集シ以テ其業ヲ成就センヿヲ謀リ己 品川忠道の意見 清国のみならず、余分を東(日本)に移して対抗して来る故、纔か五十万両そこそこでは存立が覚 清国の老練なる人の意見として、清国に紡績所を設けるとき西洋は恐らく洋布の価格を引下 品川忠道は明治二年以来十六年間上海に在勤していたのであるが、 (明治十二年)上海ノ官紳ニ西人ヲ雇ヒ西機ヲ買ヒ織布製 明治十二年 二月 清国ノ貿

105

国貿易振興意見書」なるものを大蔵権少書記官竹添進一郎宛に送附したものである。

品川の調査結果は国内産業

振興と清国貿易均衡の捷径とし、特に対清国輸出伸張の見込まれる綿紡績業の積極的な育成を建白した点で注

明治初期の官業と民業

が如何になるやの問題を以て説明している。以下その要点を記載する。「……今七年ヲ隔テ、再タヒ来リ観ルニ

防ク事、第二欧州品ト比較スルニ染付速カニシテ価賤ナル事、第三日本綿絲ヲ以テ古有ノ匹物ヲ模製スルニ人民 清市ニ販売セハ大イニ収益アリトス……此綿絲ヲ有益トシ特殊茲ニ論述スル由縁ノモノ三アリ第一巨万ノ輸入ヲ 目に値する。そのうち紡績に関する所見を見るに、「……日本ハ今マ専ラ水車ヲ用ヒ綿絲ヲ紡製シテ傍ラ之レヲ

ノ衆望ヲ得ル事」とし、「今内国専ラ改正税則等ノ論説多ク各国政府果シテ之ニ応諾スルヤ否ハ猶未タト共ニ

予メ計リ知ルベカラス今妓ニ於テ更ニ輸入品ヲ自製シテ内国ニ充用セシメ加フルニ疋物ヲモ順次ニ着手シテ紡絲 には堺紡績所、 へ輸出セハ内八千万ノ輸入ヲ防拒シ……」とあり、正に輸入防遏としての紡績業の役割を重視し、附属計算書 兵庫紡績所の官営の利得をのべているが、本田政二郎の三井紡綵機械購入に関する品川の進言は

民業による紡績設立の意見として注目すべきである。 さて以上の種々の政策建議に共通するところは、大体、明治十年以降に為されたものであり、この時期が、政

府財政の逼迫期、

章に見る如く、特殊な形態が政策上にあらわれたのである。 よる模範工場などを考慮する余裕もなく、民間紡績業への消極的保護奨励に傾いたことは当然で、この結果は次

士族授産の必要に迫られた時期に一致していたため、政府の綿紡績業に対する政策は、

官業に

- 106

- (2)(1) 綿糖共進会報告第二号十二頁、三瓶孝子同右 綿糖共進会報告(明治十三年六月)、三瓶孝子、日本綿業発達史三六頁より引用
- (4)(3)大隈文書第二巻三八六—三八七頁 第二卷二八一四四百
- (5)明六雜誌第三七号五一六頁 同右

- (6) 大隈文書第二巻一二七─一三○頁
- (7) 絹川太一本邦綿絲紡績史第二巻二七八頁
- 8 絹川太一同右第二巻四三七頁
- (9) 絹川太一同右 第三巻二頁
- 如 絹川太一同右 第三巻四九頁
- 如 渋沢栄一伝記資料第十巻七一十二頁

右 右

図 明治初期太政官出仕某の文書中にありしものなり

第十巻十三頁

(13) (12)

同同

15 大隈文書第四巻二九四—三一七頁

第二章 綿紡績業近代化への明治政府の役割

ろう。 る内容を持っていたと思われることは、近代的紡績企業は維新前より既に藩営民営の形でわづかながら存立し、 国民的産業としての蚕糸業、茶業と並んで綿紡績業も、例外たり得なかった。しかしながら、他産業と特に異な 明治初期の政府の産業政策は、一は各産業の近代化による「富国強兵」目標の達成にあったのであるが、 ここで近代化という用語を洋式機械による大規模生産方式と一応定義することで本稿の範囲では有用であ

### 明治初期の官業と同

降であり、 直接政策意識としたのは大久保内務卿の時と思われるが、実質的には輸入防遏思想の各地に起るに至った十年以 之等が藩財政窮乏のため政府との間に買上、払下げの複雑な交渉がみられ、その後政府が紡績業への保護育成 しかもその時期が財政窮乏に依る「工場払下げ令」の発効の時期にあった為、

ば、このことは民間に紡績業を起し、国家の危機を救い、合せて国民の為を図らんとする企業意欲があっ る積極的富国強兵目標達成方針とは全く異なった消極的育成保護策と見られる結果を示したのである。 財政整理政策の矛盾の中にあって紡績業への政府の対策は、明治十年頃迄の諸産業育成方針、 政府の輸入防遏政策と 例えば、 換言すれ 官営によ

のである。ただ、民間の潜在的企業意欲の存在については問題は別に考えねばならない。 条件の次第に確立されんとした事に依るものであるが、政府の保護政策が紡績業発展の潜在的役割を果していた 以下、政府と諸紡績所の関係のうち、特殊な類型のものに就き考察を加える。

を軽視する事は出来ない。

勃興機運は近代化を試みる際は依然として政府に依存せねばならない。従ってその意味から、

大阪紡績所の如き純然たる民間企業の近代化による成功は近代企業成立の経済社会的

政府の育成

の役割

108

かかる民間企業の

例えば、広島紡績所、その他十基紡の各発起の建白などが充分証拠立てているのである。

||藩営紡績所の場合

磯紡績の分工場として泉州堺に紡績所を設立、堺におくれ一年、薩摩の支藩たる日向の佐土原藩にて英国製紡機 島津家が殖産興業として近代的紡績業を磯の浜に始めた最初のものといわれるが、 明治三年、 石川正竜に依る

藩営の磯紡績所はもともと農村家内工業の保護と窮民救済の目的により運営されたため就業労働者多く、

立地

八〇〇錘を注文する事実がある。

候間右と 此方の機械とを合せ 一所に御取立相成候はは弥御利益相成可申候尤泉州堺機械所は 余程手広に 有之… 州堺紡機関を手本といたし右同様の機械を誂文いたし候ものにて右機械のみ御取立相成候而も決而算計相立不申 り後藤象二郎宛書簡によると、交渉して政府への買上げを請願している。 …」とて間もなく政府に買上げられている。之は新納太所長の時代、更に磯紡績所に払下げられているが、之は すなわち、「……右機関は元来此方泉

条件悪く利益あがらず、佐土原藩の場合についてみれば、機械が英国より到着する前に財政窮乏し、五代友厚よ

傷等有之充備不致右破損等の分は社費を以補埋候へども不足の機械並綿羊皮は何分社力に及兼候につき払下代価

より減額方願出が聞き届けられたのである。「……紡績会社新納太依頼昨八年七月中払下相成候紡績機械不足損 明治八年政府に対し佐土原藩紡機の払下を請願しその代金一万四千七百四十六円五十銭なるも左の如く松方正義

滅却随て年賦金滅納相成候様御依頼之趣き不得己事情相聞候に付本省へ禀議の処……金二六三〇円滅却残洋銀従

109

前之通二十ヶ年賦上納の儀」とされ、右決定後、新納は紡績会社の損益を計算六千余円の利益計画を立てたので

ば、 堺紡績所は前述の如く石川正竜の建白に基づき計画されたものであるが、 「……従来研究スル所ノ業ヲ以テ皇国ニ須要タル機械ヲ紡績ニ添へ人ノ心目ヲ覚醒シ富国ノ基ヲ開キ! 石川の元年九月一日の 日 誌 に よれ

聠ノ砲台学校ヲ完備スルノ命及堺方ノ事七年間委任セラルルノ命ヲ拝ス……」とあったが、石川の日

1誌明治7

五年

あ る。 ぬ

四月十八日によれば「堺紡績所ノ借金総計書及其証文写ヲ上原藤十郎ニ付ス……」とある如く経営困難のため、 政府が買上げ官業とし、 石川は「堺県製糸場出張申付候事」の辞令をうけて官吏となり堺の経営を継続、 官営は

順調であったが、 十一年、 旧薩摩の豪商浜崎太平次、(肥後孫左衛門)に払下げ、二万五千円、 十五ヶ年賦上納の

明治初期の官業と民業

絹川資料によれば、この間の交渉、原因については不明とされている。 しかし之が更に浜崎の没落により十四年川崎正左衛門、二二年十月泉州紡績会社と変身したが、

明治政府が官営模範工場を設立して民業発展の尖兵たらしめんとしたことは綿紡績業については愛知及び広島

愛知紡績所設立については、石川正竜の復命書に、「凡ソ綿ヲ謂ヘバ必摂津河内ヲ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚

コレヨリ以東ヲ在テハ。三河国。

定めたのである。広島紡績所については、広島県勧業年報に「広島県上瀬野村器械場ハ初メ内務勧農局ニ於テ人 綿最多クシテ。 未紡績機ノ設アラス。……」とて愛知県に命じてこの他のうち適地、適水の箇所額田郡大平村を

110

称シ。此両国。其産最多ク。其質最美ナリ。而シテココニ己ニ堺紡績所アリ。

の二箇所の場合に見られる。

で、特に十九年六月より水不足を来し、「旱魃ノタメ水量欠乏シテ機械ノ運転甚緩慢」となり、「一日ノ製糸高 いた篠田直方の請により工場一式を払下げた。この払下げの最大の原因は、初めから立地計画を誤っていたこと たてられたのである。 民ノ勧誘ノ為関西地方ニ於テ棉花ノ多キ地ヲ撰ヒ其設立ニ着手セラレタルモノ」とあり、模範工場の意図を以て さて官営払下げに関する両所の事情について見るに、愛知紡績所は明治十九年十一月に至り、工場に従事して

せんとしたことをいう。所長岡田令高によれば、「愛知紡績所ハ……其経営ハ各紡績所ノ建設以前ニ在リテ其業 している。この説は政府の紡績の直接保護方針を打切ったのが十九年であり、民間における近代化の素地が確立 絹川の説によれば、当該紡績所の成績香しからざるとき、一は各所に私立会社勃興するの時勢によるものと ハ平常ニ比スレバ凡三分ノ一以内ニ減シ……全ク機械ノ運動ヲ止メ一時停業」のやむなきに至ったこと に ある

全ナリシモノノ如シ故ニ若シ模範工場ヲ必要ナリトセハ更ニ其資格ヲ其ヘタル正当ノ工場ヲ創設セサルヘカラサ ルナリ』とあり、払下の原因を示唆している。

広島紡績所の払下げについては、明治十五年六月三日未だ落成せざるうちに広島綿紡績会社に払下げられ

ヲ執ル事最先キナリシヲ以テサキニハ各所ノ需ニ応シ機械運転ノ道ヲ伝習セシコトアリシト雖モ其結果ハ最不完

限にて返納の約束を以て、政府より授産のため綿糸紡績資金として貸下げをうけ設立したもので、十六年六月竣 は、三種族(旧広島藩家老浅野敬吾浅野守夫等の家来、旧藩元一代卒、旧藩小人)の授産問題であり、明治十四 工のため、之を第二工場とし、払下げをうけた上瀬野器械場を第一工場としたものである。払下げの 最 大 原 因

111

の斡旋により政府より二十万四二〇円の貸下金をうけ、之は十四年七月より二十年据置き、十ヶ年賦、毎年五月 であり、払下後も政府が残り工事の責任を負担するという奇妙な事実がある。すなわち、綿紡績会社は木原章六

年三月二十三日付を以て元家来一代卒に対し七一四二○円、旧小人に対し一○万円、二十ケ年据置、向十ケ年賦

の政府の官業方針は時代の勢に押されて後退していることが知られる。唯模範工場としての立場を保たしめる一 によれば四万九千八百八十五円二六五となっているが、我妻資料では四万六千余円と差がある。模範工場として

すこととなった。そのうち、東が払下げのもの、西が小深川のものである。上瀬野工場払下代金につき絹川資料 償還の条件を以て貸与すべき指令に基づき、三種族連合の下で綿絲紡績会社を設立、その工場を広島の東西に起

紡績所の創業時代に山辺丈夫の下で技術員として参加したことを見るとき、官業の役割が幾分なりとも果された 英太郎、岡村勝正)を選んだとき、愛知、広島両紡績所を指定、紡糸、器械組立を習熟せしめ、この四名が大阪 つの資料は、渋沢が大阪紡績所設立の際、紡績生徒心得書により技師候補生四名(佐々木豊吉、 門田顕敏、大川

ず、営業に支障を来した。この為、政府において減水調査を 行っ た 所、その水源は山谷池沼より発するのでな 払下げに至る経過は複雑であるが、運転開始後、 用水は次第に減少、十五年八月下旬に至って機械 は 運 転 世

く、小田に湧出した川流をもってした為、火力にて之を補う他なき事を工務局長より照会あり、ただ問題は工場 あった。県は十六年四月、之を政府に上申したが、政府は之に対し、同年八月、「此際上納すべき工場払下代金 払下代金四万六千余円は六月迄の延納許可の金額のうち幾分かは割引を願って償還する以外にないという事情で

四六〇一二円九三銭の内より、蒸汽罐据付費として金五千四十一円十九銭、及蒸汽に要する三ヶ年分営業費とし

万九千余円を水力より火力へ転ずる為の損失補償の為棄損の特許を出願したのである。県は払下工場の損失の重 場を移転し小深川に併合せんとし、同年十二月、工場払下代四万余円の中一万六千余円を工場移転費とし残金二 置、一時返納可致」と指令した。かくて会社は政府に紡績所の再買上を請願したがまた許可されず、会社は、工 八千三百七十七円九十四銭は此際上納し、金七千六百三十四円九十九銭は蒸汽罐備付落成の日より向三ケ年間据 て金二千五百九十三円八十銭、合計金七千六百三十四円九十九銭は延納可差許候に付、右金高を引差り残金三万

112

候条、金一万二千円三十八銭八厘此際上納可致事」と指令した。政府は結局三万六千九百余円の損失を蒙ったの 十四銭二厘の棄損を以てしたのである。政府は十八年五月、「上申之趣無余儀次第に付、特別の詮議を以て聞届 なるを知り、政府に申請するに払下代金を一万二千余円と計算し、之を一時に上納せしめ残額三万四千十二円五

払下げの原因が三種族の問題であるとしたが士族授産と政府の殖産興業政策の関係をみるに、「綿の産殖を勧

奨する捷路は、 に由って産を得しめば、其産に就くの容易なるや他の事業の比にあらず」という起業基金提要の内務省見解が広 紡績所を設けて其販路を広潤ならしむるに如くはなし……殊に無資の士族に至っては、 此器械所

島紡績所の場合強く支配していたものと考えてよいだろう。

四民間企業意欲と政府の関係

みを強調しているものが多いが、 欲があったればこそ、初めて政府をして貴重な起業基金を貸与したと解釈すべきであろう。従って、ここではそ のうち、若干のものを取り上げ、企業意欲の存在を明らかにしてみよう。 明治政府の綿紡保護策として十基紡機への年賦払下げ、輸入紡機代金立替払をあげ、政府すなわち、官の力の 綿紡績業の場合について、かかる政府の方策をとらしめる民間企業家の企業意

(1)岡山紡績所の場合

等と謀り旧岡山藩士授産の為、之を起さんとし、 とし、花房端連等頻りに斯業の企画を誘導したため、村山岩三郎、谷川達海、 当紡績所はいわゆる十基紡の一つであるが、明治四年大口精なるものが卒先して藩業として紡績工場を設けん 池田候の保護と政府よりの借入資金二万五千円にて有終社を組 新庄厚信、光藤亀吉、 高田音次郎

織していたのである。然るに十二年河原信可なるものが池田家へ紡績器械所設立の卑見を出し、特にその為池田

家の古金銀の利用を具進したのである。 すなわち、 「御家蔵庫中ノ古金銀岡山御蔵置ノ分嚮ニ二十二銀行臨時必要アレハ御貸与ノ儀御聴容ヲ蒙リ爾後

預ケアレハ同行決シテ御印 御高庇ニヨリ営利ノ都合ヲ得居タル分何卒此度御転議ノ上改テ通用金銀貨ニ御交換而シテ是ヲ同銀行ヘ無利息御 損) 料ヲ要セス定期交換ノ約ヲ立素ヨリ利息ヲ収メス通用紙幣ト換呈スヘク而シテ

此金額右資本へ御加ヲ蒙レハ前件企望者ノ至幸是ニ過キス……」とし池田候資産十四万円のうち二万円を紡織機 械代金支払にあてることとしたのである。

当所も十基**紡機払下**げにより、明治十三年二月、伊藤伝七ほか一名が設立を出願し、十五年六月操業を開始し

|四三重川島紡績所の場合や

場設立に当り政府奨励による各紡績所と同様、水路、設立地の撰定、工場設計、機械装置等につき石河正竜の指 たもので、伝七七世は明治初年以来綿紡績業経営の志をもち、伝七十世が明治十六年以来経営に当っていた。 エ

夥多ナルコト、二、機械ノ不完全ナルコト、三、機械ノ解説書ナキコト、四、 導をうけている。十五年より四箇年の営業成績は不振を極めているが、政府への提出書類には、 サルコト、五、水力ノ不足ナルコト」をあげ、十六年一月の第一回の延納願より一九年四月迄六回を重ね、 前紡機ト精紡機トノ作業歩合釣合 「一、資本金

政

114

募集方ハ総額弐拾弐万円ノ内金拾弐万円ハ既ニ地方発起人ニ於テ引請ケ残金拾万円ヲ各地有志者ヨリ募集ス ある。資金的な面より三重川島紡績所との関係をみるに、有限三重紡績会社創立規約第二条に、 「当会社資本金

モ

かかる状勢の下で、伊藤伝七は紡績所を附属工場とし、新らしい大規模の会社を設立すべき活動を試みたので

府は棄損したのである。

在ル紡績所ハ来ル七月一日ヲ以テ引継、新会社ノ営業ト為ス故ニ、引継当日ヨリ総株金払込ヲ終ル迄、 三重紡績所ヲ買受ケタル代金ヲ以テ之ニ充テ、残ル拾八万五千円ヲ新ニ募集スルモノトス」第四条「石川島村 ノトス」とあり、更に第三条第四条には「右資本金弐拾弐万円ノ内三万五千円ハ、三重県下三重郡川島村ニ在ル 右買受ケ

、ル代金三万五千円ニ対シ年九朱ノ割合ヲ以テ日歩利子ヲ支払ウモノトス、而シテ右買受代金ノ内ヨリ株金払込

タ

島紡績所延納願の中にみられ、その中で「……永ク当紡績所ヲ維持シ素志ノ如ク輸入綿糸ノ幾分モ防遏セント欲 支出スル如キハ到底力ノ及フ所無之ニ付、会社法ヲ以テ資金ヲ募集工場ヲ増設シ」とあり、渋沢資料の聠合紡績 十七万ヲ要スヘシ微力ノ私共既ニ現在工場ノ資金四万有余円ノ損失ヲ負担ニ帰セシメ、尚夥多ノ所設興業資金 セハ、差当リー万錘ノ紡績所ヲ新設シ尚世況ニ伴フテ漸次増設スルヲ最モ適当ノ事ト奉存候……固有資本ハ大凡

来ていることを示しているもので、十九年以降、紡績業が民間企業の中核として日本の産業に君臨することとな 三重紡績会社第二回株主総会要件録にみられる。 かかることより、資本的に企業化への素地が次第に出来上って

月報第十二号によれば、この発起人は第一銀行四日市支店長八巻道成、九鬼紋七、伊藤伝七他三十五名の氏名は

るのである。

(16)されたのである。すなわち、 政府の民間紡績業対策における矛盾はたとえば次の史料にみられよう。十基紡の到着は十三年十月であったが、 頃「工場払下概則」による政府の殖産方針が変更されたため、突然十四年に到り次の如く民業紡績所への政策が変更 石河正竜の十四年八月八日日誌によれば、「本局ヨリ達書来リ其意ニ曰ク人民設立紡績

取扱順序第五条に「該工場竣工マテノ保護ハ爾後府県ニテ担当可有之事」(絹川第一巻二二一―二二六頁) 止候間該工事ハ悉皆御県ニ於テ御保護有之候様致度就テハ以来別紙順序ニ憑リ取扱可致候間……」とある。 護願出ル分へ官吏及職工共ニ従前ノ手続ヲ以テ当省ヨリ派出事務担当為致候処爾後ハ職工等ヲ当省ヨリ派遣之儀ハ廃 指示シ而シテ後東京ニ帰レト……」あり之は河瀬秀治の工務局長の方針によるものといわれ、その後宍戸昌新局長と 所建策及機械ハ官ヨリ保護スルヿヲ廃セリ因テ各紡績所ヲ其設立主ニ引キ渡シ家屋建築機械構設ノヿヲ設立主ニ篤ト 各府県知事、県令に宛て再び政策緩和の書面を送っている。「貴下民設紡績等ノ工場建築及器械設置等之為保

明治初期の官業と民業

・その

絹川太一 絹川太一 絹川太一 渋沢栄一伝記資料第十巻三二—三五頁 我妻東策士族授産史三七四一三七八頁 絹川太一前掲書第二巻一二〇—一二二一頁 信夫清三郎近代日本産業史序説九一頁 絹川太一前掲書第二巻二七七頁 吉川秀造明治維新社会経済史研究第九章 同 同 同 右 右 右

(21)

第二巻一二頁 第二巻九三頁 第一卷一六八頁 第一巻一〇六頁

(20)

(19)(18)(17)

絹川太一

同

右

絹川太一本邦綿糸紡績史第一巻十頁

明治初期の官業と民業

(25)

(24) (23) (22)

(29)(28) (27) (26)

絹川太一

同右及び渋沢栄一伝記資料第十巻一二七頁

絹川太一

同右第二巻四三一—五三五頁

び

む

さて政府の綿紡績業に対する政策効果については、農商務省の紡績沿革記事によれば 民間事業助成を過大評

価している。たとえば、「政府ヨリ機械ヲ払受ケタルモノハ只管官ノ勧誘ト保護トニ依頼シ工場ハ設置スヘキ地

位ノ適否、火水ヲ用ユルノ得失、建築ノ計画、営業ノ予算等悉ク政府ノ指揮ト考案ヲ仰キタルモノニシテ……」

事によれば、「開業スルヤ政府ハ時々是等ノ工場ニ技師ヲ派遣シ操業法ヲ教授セシ」とあるが、民営の責にのみ 用金を大体完納できたものは宮城紡績所に過ぎず、経営、立地の不備より延納願が相次いで い る 点 は、あなが とあり、この役割を果したのは石河正竜で、その東奔西走の史実は認めなければならないが、十基紡のうち、借 政府の指導のみを高く評価すべきではなく、却って指導の失敗の責任を負うべきと考えられる。同上沿革記

帰すべきものでないであろう。かくて、払受工場においては年賦返納の余地なく、あるものは永年賦を嘆願する は外国綿と内国綿との競争が然らしめたものであり、近代化に致る一つの当然うくべき国内産業の宿命であった ものもあった為、政府は十基紡及繰替三基の紡機総額三十五万円の内十四万円を棄損としたのである。この事情

30 絹川太一本邦綿糸紡績史第三巻四一〇一四一一頁

わけである。

(附記-本稿は財団法人清明会の研究助成にもとづく共同研究「明治時代における民間企業の生成と財政金融政策」に関

する研究成果の一部である)